



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 1

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課）…………… 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 2

### 収用委員会事項

- 公示送達…………… 3

## 告 示

### 沖縄県告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第370号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 2月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・3・16号国際センター線
- 3 事業施行期間 平成20年6月20日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成20年沖縄県告示第370号の事業地のうち浦添市前田一丁目並びに字前田山川原及び前田原地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年3月24日まで縦覧に供する。

平成25年 2月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 1月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄東アジア研究センター
- 3 代表者の氏名 戸部和夫

- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市曙1丁目15番3号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、戦争と平和に関する情報の調査・収集・公開に関する事業を行い、客観的歴史データの保存、研究、教育に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年3月24日まで縦覧に供する。

平成25年2月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年1月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本一の沖縄を作る会アクア
- 3 代表者の氏名 大川邦彦
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久茂地2丁目24番18号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄の内需拡大・産業開発を目的として天然資源の開発を行う事でアトピー性皮膚炎の改善を始めとする美容と健康のサービス提供に特化した地域づくり、それに付随した観光サービスの向上を行う。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年3月15日まで縦覧に供する。

平成25年2月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年1月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サシバの会
- 3 代表者の氏名 中村尚司
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市伊良部字長浜1392番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域で生活する住民を対象に、乳児から高齢者及び障害者に対する、地域での生活支援に関する事業を行うとともに、地域社会に対し児童福祉及び高齢者福祉並びに障害者福祉の普及啓発を行うことで、年齢や障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年2月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年11月17日 沖縄県指令土第937号、平成23年2月15日 沖縄県指令土第53号（変更）、平成25年1月15日 沖縄県指令土第8号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市宇栄原4丁目577番ほか28筆（第6-1期工事）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市長 翁長雄志
- 5 検査済証番号 平成25年1月29日 第3065号
- 6 工事完了年月日 平成25年1月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年2月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年8月30日 沖縄県指令土第787号、平成23年10月27日 沖縄県

指令土第935号（変更）、平成24年1月4日 沖縄県指令土第6号（変更）、平成25年1月11日 沖縄県指令土第7号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市宇栄原2丁目1061番ほか30筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市長 翁長雄志
- 5 検査済証番号 平成25年1月29日 第3066号
- 6 工事完了年月日 平成25年1月21日

## 収 用 委 員 会 事 項

### 沖縄県収用委員会告示第1号

収用し、及び明け渡すべき土地 那覇市若狭1丁目18番26

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡古謝カメ相続人 住所不明

土地所有者 古謝美智子 住所不明ただし、本籍沖縄県那覇市松山1丁目12番地13

土地所有者 古謝康久 住所不明ただし、本籍沖縄県那覇市松山1丁目12番地13

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

#### 記

那覇広域都市計画道路3・4・那22号松山線裁決申請等事件に係る平成25年1月10日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成25年3月5日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成25年2月12日

沖縄県収用委員会

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
--	---